中小企業者向け

中小企業の設備投資を強力に後押し！

～新規設備投資の固定資産税の軽減（３年間ゼロ）をはじめとした支援が受けられます～

横浜市は、市内中小企業の新たな設備投資を後押しするため、平成30年６月６日に施行された生産性向上特別措置法に基づき、「導入促進基本計画」を策定しました。

また、市内中小企業からの「先端設備等導入計画（以下、導入計画）」の認定申請の受付を７月２日（月）から開始します。

平成30年度から32年度までの間に導入計画を策定し、本市の認定を受けた中小企業は、認定後に導入計画に基づき取得した新規設備に係る固定資産税（償却資産）が３年間ゼロになります。さらに、本市の制度融資の利用や国の補助金の優先採択などの支援が受けられます。

今後、設備投資をお考えの中小企業の皆様は、この機会にぜひ導入計画の申請をご検討ください！

中小企業者が受けられる主な支援

☆新規設備投資に係る固定資産税（償却資産）が3年間ゼロになります！

☆制度融資「経営力サポート資金」をご利用いただけます！

別枠、最長15年
保証料助成1/4

☆国の補助金の優先採択※を受けることができます！

※　国の補助金の募集状況については、中小企業庁のホームページをご確認ください。
☞ http://www.chusho.meti.go.jp/hojyokin/index.htm

「先端設備等導入計画」の申請から認定までの流れ

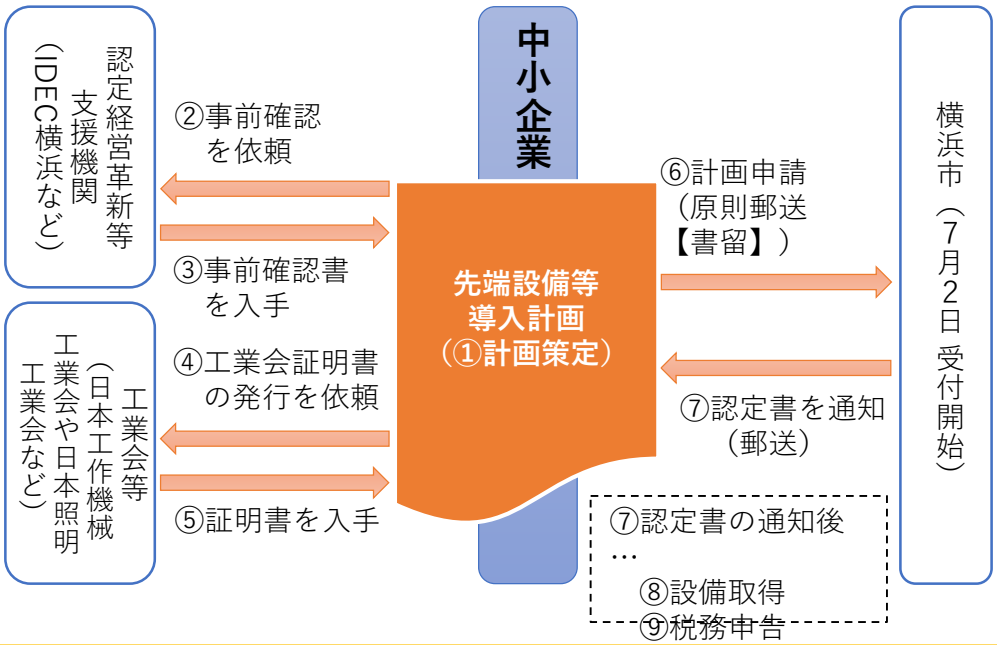

⑥【計画申請】
- 先端設備等導入計画の申請は原則郵送（書留）で受け付けます。
- 計画には、事前に認定経営革新等支援機関（IDEC横浜など）の確認を受ける必要があります。

④【工業会証明書】
- 固定資産税の特例措置を受けられる予定の方は、工業会証明書の提出が必要です。
- 申請時に入手していない場合は、固定資産税の賦課期日（１月１日）までにご提出ください。

7月2日から受付開始！　IDEC横浜に相談窓口を設置します！ 裏面へ☞

「先端設備等導入計画」について

「先端設備等導入計画」は中小企業者（中小企業等経営強化法第２条第１項）が策定する計画です。３～５年間の計画期間内に先端設備等を導入して、労働生産性を年平均３％以上向上させることを目的に策定します。

認定の申請を行う前に認定経営革新等支援機関の事前確認が必要です。事前確認後の**申請は原則郵送で受け付けます。**下記の郵送先へ**簡易書留**で必要書類をご送付ください。

必要な様式のダウンロード、要件の確認は経済局のホームページをご確認ください。
☞ **http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/tokubetsu-sochi/**

※　固定資産税（償却資産）の特例措置を受ける場合には、別途手続きが必要です。詳細は、よこはま市税のページをご確認ください。
☞ **http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/citytax/shizei/sentansetsubitou.html**

IDEC横浜（認定経営革新等支援機関）に設備投資特別相談窓口を設置します！

認定経営革新等支援機関の一つであるIDEC横浜に「先端設備等導入計画」の作成及び認定などに関する相談窓口を設置します。また、策定した「先端設備等導入計画」の事前確認も依頼することができます。ぜひお気軽にご利用ください。

問合せ先　☞**相談をご希望の方は必ず電話でご予約**ください。

（公財）横浜企業経営支援財団　経営支援部　技術支援担当
〒231－0011　横浜市中区太田町２丁目23番地　横浜メディア・ビジネスセンター７階
TEL：045－225－3733　FAX：045－225－3738

設備資金の調達を支援！（制度融資「経営力サポート資金」）

「先端設備等導入計画」の認定を受けた方が、計画に従って先端設備等を導入する際の資金調達については、横浜市中小企業融資制度「経営力サポート資金」をご利用いただけます。

◆「経営力サポート資金」の特長（７月２日（月）から融資対象者として新たに追加）

○融資期間　：最長１５年（制度融資で最長）　○信用保証料の１／４を市が助成
○融資限度額：２億8,000万円以内（別枠）　（融資額8,000万円を上限）
○融資利率　：７年以内：年１．７％以内　７年超：年２．０％以内
（融資期間10年超の融資では、制度融資で最も有利な利率）

【融資のお申込み先】ホームページに記載の取扱金融機関窓口へお申し込みください。
☞ **http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shien/yushi/ginkou.html**

※融資のご利用には、取扱金融機関及び横浜市信用保証協会の審査が必要です。
本チラシは制度の概要をお知らせすることを目的としたもので、一切の融資・保証をお約束するものではありません。

お問合せ・申請先

○先端設備等導入計画の認定や制度全体に関すること
- IDEC横浜（計画の作成及び認定に関すること）
  TEL：045－225－3733　FAX：045－225－3738
- 横浜市経済局ものづくり支援課（計画の認定及び制度全体に関すること）
  TEL：045－671－2597　FAX：045－664－4867（平日９：００～１７：００）
  E-mail：ke-sentan@city.yokohama.jp

○工業会証明に関すること
- 各設備メーカーにお問合せください。
  【参考】中小企業庁ホームページ：工業会証明書について
  http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html

○固定資産税（償却資産）の特例措置に関すること
- 横浜市償却資産センター（財政局償却資産課）
  TEL：045－671－4384　FAX：045－663－9347（平日９：００～１７：００）

○「先端設備等導入計画」認定申請の郵送先
- 横浜市経済局ものづくり支援課宛　「先端設備等導入計画認定申請書類在中」
  〒231-0017　横浜市中区真砂町２－２２　関内中央ビル５階

○制度融資「経営力サポート資金」に関するお問合せ先
- 横浜市経済局金融課
  TEL：045－671－2592　FAX：045－664－4867（平日９：００～１７：００）
  【参考】制度融資ホームページ　http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shien/yushi/

先端設備等のイメージ

労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備

【減価償却資産の種類】
機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、
建物附属設備、ソフトウェア

◇機械装置

（具体例）金属加工設備、ベルトコンベアー、プレス機械装置、
自動券売機、食器洗浄機、全自動洗濯乾燥機、
ガソリンスタンド設備、建設用クレーン　等

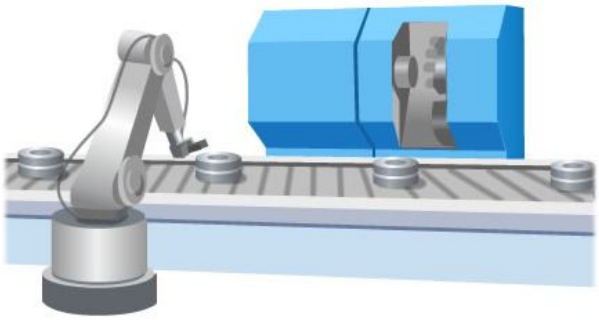

ベルトコンベアー

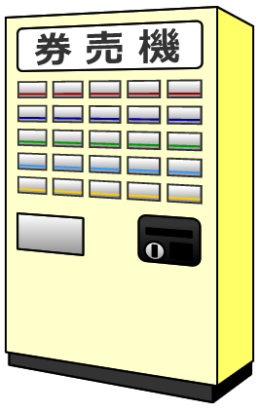

自動券売機

◇測定工具及び検査工具

（具体例）光学測定機器、周波数測定器、分析機器　等

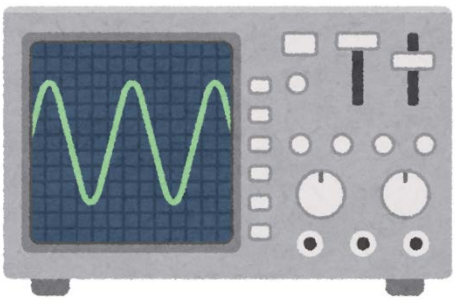

周波数測定器

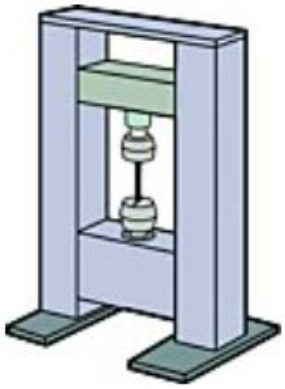

材料試験機

◇器具備品

（具体例）冷蔵陳列棚、ルームエアコン、サーバー、
業務用冷蔵庫、理美容機器　等

冷蔵陳列棚

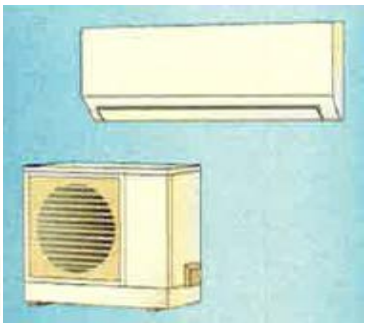

ルームエアコン

サーバー

業務用冷蔵庫

理美容機器

◇建物附属設備

（具体例）エレベーター、空調設備、高圧受電設備　等

エレベーター

高効率空調

◇ソフトウェア